

広島県地域包括・在宅介護支援センター協議会部会・委員会設置規程

第 1 条 広島県地域包括・在宅介護支援センター協議会会則第 13 条に定める委員会の運営については、この規程に定めるところによる。

第 2 条 次の部会・委員会を設置する。

部会
在宅介護支援センター部会

委員会
研修委員会
広報委員会
総務委員会

第 3 条 部会員（部会長，副部会長を含む）・委員（委員長，副委員長を含む）は，会長がこれを委嘱する。その任期は 2 年とする。

2 各部会・委員会は，それぞれ若干名とする。なお，会長が必要と認めた場合には，委員を新たに委嘱し理事会で報告するものとする。

3 部会に部会長 1 人，副部会長 1 人，委員会に委員長 1 人，副委員長 1 人を置き，部会長・委員長は担当理事がその任にあたる。

第 4 条 部会は，会長の承認を得て，部会長が招集する。
委員会は，会長の承認を得て，委員長が招集する。

第 5 条 部会・委員会で研究協議した事項は，理事会において報告する。

第 6 条 この規程に定めるもののほか，必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は，平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

平成 18 年 4 月 1 日一部改正

平成 22 年 5 月 18 日一部改正

平成 31 年 4 月 1 日一部改正

令和 元年 6 月 20 日一部改正